

交通案内



バスでお越しの方

鶴見駅東口 1 番のりばから

横浜市営バス 13系統 [網島駅前] [新横浜駅前] [一の瀬] → [三ツ池道] 下車 (乗車時間約 10分)

鶴見駅東口 2 番のりばから

横浜市営バス 155系統 [東部病院] → [東部病院] 下車 (乗車時間約 10分)

鶴見駅入口 (西口みずほ銀行前) から

横浜市営バス 14系統 [新横浜駅前] [梶山] 104系統 [新横浜駅前] → [三ツ池道] 下車 (乗車時間約 10分)

川崎駅西口 51 番のりばから

臨港バス 川50系統 [東部病院] → [東部病院] 下車 (乗車時間約 10分)

川崎駅西口 52 番のりばから

横浜市営バス 7系統 [横浜駅前] → [東部病院] 下車 (乗車時間約 10分) ※

横浜駅東口 15 番のりばから

横浜市営バス 7系統 [川崎駅西口] → [東部病院] 下車 (乗車時間約 40分) ※ 横浜市営バス 29系統 [鶴見駅前] → [下末吉国道際] 下車 (乗車時間約 40分)

新横浜駅バスターミナル 8 番のりばから

横浜市営バス 104系統 [鶴見駅西口] → [下末吉国道際] 下車 (乗車時間約 30分)

網島駅 6 番のりばから

横浜市営バス 13系統 [鶴見駅前] → [三ツ池道] 下車 (乗車時間約 20分)

車でお越しの方

東京方面から

首都高速道路「浜川崎 I C」または「汐入 I C」をご利用ください。

横浜方面から

「浅田 I C」「生麦 I C」「子安 I C」のいずれかをご利用ください。所用時間は各 I C より 15分程度です。



入院時にお車で来院される方へ

- 駐車場のスペースに限りがあるため、入院患者さんの駐車場のご利用はご遠慮ください。
- 入院患者さんならびに面会の方に対して駐車料金の割引等は行っておりません。
- 外来受診から緊急入院となった場合でも割引等はいたしません。

駐車場のご案内

利用時間	20分以内	3時間まで	3時間～6時間	6時間超えから	1日 (24時間)
利用料金	無料	300円	1時間毎に100円	1時間毎に300円	最大料金2,000円

※身体障害者手帳等をお持ちの患者さんの入退院当日の送迎に限り、駐車料金のサービスをしております。詳しくは、1階インフォメーションカウンターもしくは救命救急センター受付 (10番受付) にお問合せください。

社会福祉法人 済生会横浜市東部病院

〒230-0012 神奈川県横浜市鶴見区下末吉 3 丁目 6 番 1 号 TEL 045-576-3000 (代表)
●FAX 045-576-3525 ●e-mail tobu@tobu.saiseikai.or.jp URL http://www.tobu.saiseikai.or.jp

2023 年 8 月改訂

入院のご案内

information for inpatient services



マナーモードに設定し、通話は決められた場所をお願いします。



他のご利用者さんにご配慮のうえお静かにお願いします。



駐車場を含む敷地内全面禁煙です。



ペットを連れてのご来院はお断りいたします。



社会福祉法人 SAISEIKAI YOKOHAMASHI TOBU HOSPITAL
恩賜財団 済生会横浜市東部病院



入院時にご持参いただくもの

▶P02



入院当日の手続き

▶P03



病室について

個室 (特別個室・一般個室・準個室) 料金のご案内

▶P03-04



入院生活のご案内

▶P05



面会について

▶P06



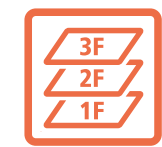
入院費のお支払い

▶P10



患者相談窓口のご案内

▶P12



フロアマップ

▶P17



アクセスマップ

▶裏表紙

確定の連絡の時間

月 日 () 13 時 ~ 17 時

入院日時

月 日 () 時 分

入院病棟

階 東 ・ 西 病棟

手術 / 検査

月 日 () 時 分

1	当院の機能について	1
2	入院される方へ	
	入院時にお持ちいただくもの	2
	入院時にお持ちいただくお薬について	2
	入院当日の手続き	3
	病室について	3
	個室(特別個室・一般個室・準個室)料金のご案内	4
3	入院生活のご案内	
	病院での一日の流れ	5
	貴重品の管理	6
	面会について	6
	入院中の感染予防対策について	7
	せん妄 ^{もうちやう} 予防と対策について	7
	患者さんの安全を守るためのお願い	8
	その他のご案内	9
	禁止事項	9
4	入院費のお支払い	
	入院に係る費用について	10
	限度額適用認定証	11
5	患者相談窓口のご案内	12
6	理念・基本方針・患者さんの権利と責務などについて	
	病院理念	13
	基本方針	13
	患者さんの権利と責務	13
	済生会横浜市東部病院におけるこどもの権利	14
	セカンドオピニオンについて	14
	プライバシーポリシー	15
	当院に対するご理解・ご協力をお願い	16
7	フロアマップ(1～3階)	17

当院は高度急性期機能を担う地域医療支援病院です

当院に求められている機能

当院は、地域の中で緊急に医療を提供する必要がある患者さん、専門的な検査・治療が必要な患者さんに対し、救急医療や高度専門医療を提供する役割を担っています。当院での医療を必要とする患者さんを迅速に受け入れるために、病状が安定した患者さんには、他の医療機関への転院をお願いすることがございます。また、ご自宅での生活が困難である等の不安をお持ちの患者さんには、療養施設への入所のお手伝いも行っています。

入院決定時から、退院に向けた支援に取り組みます

当院では入院中と退院後の生活を安心して過ごしていただくために、入院前から療養支援に取り組んでいます。入院までの生活における心配事や、退院に向けた不安解消に向けて、専任スタッフが患者さんご家族に寄り添って、お手伝いいたします。

早期の退院支援の重要性について

当院の平均在院(入院)日数は、約8日間となっています。そのため、退院を迎える際に、患者さん・ご家族がお困りにならないよう、早期から退院に向けた支援を開始しています。

※入院後1週間までの間に退院支援を担当する看護師またはソーシャルワーカーが面談にお伺いする場合がございます。
※退院に向けたご心配、ご相談については1階患者相談窓口(5番窓口)へお問い合わせください。(12ページ参照)

当院は 恩賜 財団 済生会の病院です

日清・日露戦争後の明治44年。多くの人々が困窮にあえぐ中、明治天皇は済生勅語※1を発し、生活困窮者に対し医療を中心とした支援を行う団体の創設を提唱されました。これを受け、同年に当時の内閣総理大臣、桂太郎が創立したのが、当院が所属する「恩賜財団済生会」です。

当院は、恩賜財団済生会の一員として、疾患により生計困難をきたす恐れのある方や、経済的理由により医療等を受けるのが難しい方に対して、医療費などの支払いを一部、またはすべて免除する「無料低額診療事業※2」を実施しています。

※1：明治44年2月11日、明治天皇により「生活苦などにより医療を受けられない人たちを施業救療により救うように」という趣旨で発せられた勅語。

※2：無料低額診療事業についての詳細は、1階「患者相談窓口(5番窓口)」にて「療養福祉相談室」にお問い合わせください。

当院は臨床研修病院です

当院は、医師法に基づき厚生労働省から指定された病院として、医学部卒業、医師国家試験合格後の初期研修医(2年間)の臨床研修を実施しています。また、看護師に関しても法令に基づいた新人看護職員臨床研修(1年間)を行っています。他の医療職でも同様に現場における新人教育を実施しているほか、医学生・看護学生・薬学生等の学生実習も行っています。これらの研修・実習は、各職種指導者の監督の下で適切に実施されています。当院は、患者さんや地域の皆様のご協力の下、将来を担う医療者の育成に引き続き努めてまいります。皆様におかれましては、今後ともご理解賜りますよう、お願い申し上げます。なお、この点についてご意見や不安のある方は、1階「患者相談窓口(5番窓口)」にお気軽にご相談ください。

2 入院される方へ

入院時にお持ちいただくもの

☐ ご提出いただくもの

各フロア病棟事務員へ提出（受付 9:00 ～ 17:00）

- | | | |
|---|--|--|
| ☐ 健康保険証 | ☐ 診察券 | ☐ 限度額適用認定証（該当の方） |
| ☐ 医療受給者証（該当の方） | ☐ 入院申込書兼誓約書 | ☐ 個室・準個室使用申込書（該当の方） |
| ☐ 入院セット（パジャマ・タオル等）レンタル承諾書（希望者） | ☐ オムツレンタル承諾書（希望者） | |

☐ ご用意いただくもの

- | | |
|---|---|
| ☐ 洗面道具 石けんまたはボディソープ・シャンプー・リンス・歯ブラシ・歯磨き粉
歯磨き用コップ・電気カミソリ・ヘアブラシ等 | ☐ 履き慣れた、かかとのある靴 |
| ☐ ボックスティッシュ | ☐ おくすり手帳（お持ちの方）
※スリッパやサンダルは禁止となっています。 |
| ☐ 下着（枚数は入院予定期間でお決めください） | ※持ち物には記名してください。
※多額の現金や貴重品（装飾品を含む）をお持ちいただくことはご遠慮ください。 |
| ☐ 紙オムツ（利用される方）
※紙オムツ（有料）もご利用いただけます。 | ※個室のアメニティは4ページをご覧ください。 |
| ☐ 現在飲んでおくすり等（下記参照） | |
| ☐ パジャマ・タオル類 ※レンタル可能です | |

☐ 必要に応じてご用意いただくもの

- | | | | |
|---|---|--|-----------------------------------|
| ☐ 入れ歯 | ☐ 入れ歯用ケース | ☐ 入れ歯用歯ブラシ | ☐ 入れ歯用洗浄剤 |
| ☐ 補聴器 | ☐ 補聴器用ケース | ☐ 眼鏡・老眼鏡・コンタクトレンズ | |
| ☐ 眼鏡・老眼鏡用ケース・コンタクトレンズケース | ※入れ歯・補聴器・眼鏡・老眼鏡は専用のケースをお持ちください。紛失しても責任を負いかねます。 | | |
| ☐ 杖 | ☐ イヤホン（4人部屋のテレビ用）※3階のコンビニでご購入できます。 | | |
| ☐ 吸い飲み・曲がるストロー | ☐ 普段使用している補助具等 | ☐ カレンダー | |
| ☐ 母子手帳 | ☐ 時計 | ☐ おしり拭き | ☐ 携帯電話の充電器 |
| ※お子さんが入院する場合 | | | |

入院時にお持ちいただくお薬について

現在使用されているお薬について、正確に確認させていただくために、入院時にお薬などをお持ちいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

- ☐ 現在使用している全てのお薬（外用薬、吸入薬、点眼薬などを含む）
- ☐ 「お薬手帳」や「お薬の説明書」など、お薬の飲み方が分かる資料
- ☐ 現在使用中の市販薬・サプリメント・健康食品

お薬に関する注意事項

- 現在使用しているお薬は、お手持ちの全量ではなく、整理したうえで予定される入院期間分を目安にお持ちください。お薬の内容を確認し、使用しないお薬はお返しいたします。
- 患者さんご本人だけでお持ちいただくものを整理できない場合は、ご家族の方やかかりつけ薬局等に協力していただきますよう、お願いいたします。
- 現在使用中のお薬が院内で採用されていない場合は、治療に影響を及ぼさない範囲で一時的に使用を中止するか、院内採用の同効薬に切り替えて処方いたします。
（入院中に他院を受診し、お薬を貰いに行くことはできません。）
- 電子お薬手帳をご利用の方は、使用中のお薬の部分を印刷してお持ちください。印刷については、かかりつけ薬局にご相談ください。
- 入院期間中にお薬の指示（内容・量・飲み方等）が変更となる可能性がございます。退院後に服用するお薬の指示を、必ずご確認ください。

※必要に応じて、お持ちいただいたお薬を入院中に使用させていただくことがあります。ご了承ください。
※使用していない古いお薬は、使用期限が切れている可能性がございますので、処分されることをお勧めいたします。
※ご不明な点がございましたら、薬剤師または看護師にご確認ください。

入院当日の手続き（受付時間 9:00 ～ 17:00）

予約入院の方

平日・休日ともに、入院病棟の事務員にお声かけください。事務手続きを行います。

緊急入院される方

入院の手続きが必要です。「ご提出いただくもの（2ページ参照）」が揃いましたら、速やかに病棟事務員までお声かけください。

健康保険証の提示がない場合は、自費請求となりますのでご注意ください。お仕事中・通勤途中の交通事故等による入院の方は、できるだけ早く病棟事務員にお知らせください。



病室について

一般病室（4人部屋）

テレビ（有料テレビカード式）と冷蔵庫付の床頭台（セキュリティボックス付き）を備え、すべての病室にトイレ・洗面所が設置されています。

※手術前後や治療上の都合により、ベッドの場所や病室・病棟の移動をお願いすることがございます。



一般病室（4人部屋）

個室（特別個室・一般個室・準個室）

プライバシーの確保と、快適な療養環境で治療に専念できるよう、「個室（特別個室・一般個室・準個室）」もご用意しております。個室を希望される場合は、入院予約時にご相談ください。

※利用状況によってはご希望に沿えない場合もございます。



一般個室



準個室（4人部屋）

個室（特別個室・一般個室・準個室）料金のご案内

一般個室・準個室

金額はすべて税込表示です

室 名	病 棟	室 料 (日額：円)	部屋数	面積 (㎡)	主な設備
1床室 【1017号、1018号室】	10階東	19,800	2室	19.3-23.3	シャワー・トイレ・面会用テーブル 洗面台・テレビ／冷蔵庫付床頭台
1床室【一般】①②	一般	18,700	63室	14.2-15.7	シャワー・トイレ・面会用テーブル 洗面台・テレビ／冷蔵庫付床頭台
1床室【一般】③	一般	16,500	10室	15.1-17.3	トイレ・面会用テーブル・洗面台 テレビ／冷蔵庫付床頭台
1床室【産科】	6階西	18,700	2室	15.1-15.6	シャワー・トイレ・面会用テーブル 洗面台・テレビ／冷蔵庫付床頭台
1床室【小児】①②	6階東	11,000	4室	12.4-15.2	シャワー・トイレ・面会用テーブル 洗面台・テレビ／冷蔵庫付床頭台
1床室【精神】	5階西	11,000	11室	16.0-16.7	シャワー・トイレ・面会用テーブル 洗面台・テレビ／冷蔵庫付床頭台
準個室※2	一般	3,300	6室 24床	8	洋服ダンス・化粧台・面会用イス テレビ／冷蔵庫付床頭台

アメニティー：シャンプー・コンディショナー・ボディソープ・ティッシュペーパー

※2：準個室は4人部屋で、上記のアメニティーのご用意はございません。

特別個室

金額はすべて税込表示です

室 名	病 棟	室 料 (日額：円)	部屋数	面積 (㎡)	主な設備
特 室	10階東	24,200	1室	39.45	シャワー（ユニットバス）・トイレ・洗面台・ 冷蔵庫・大型テレビ・キッチン・ポット 電子レンジ・ソファベッド・応接セット
L D R※1	6階西	26,400	1室	33.31	シャワー・トイレ・洗面台・冷蔵庫 テレビ・応接セット

※1：LDRとは、陣痛（Labor）・分娩（Delivery）・回復（Recovery）までを、同じ部屋で過ごせる個室です。

お部屋にご用意のあるもの

《アメニティー》歯ブラシセット、シャンプー、コンディショナー、ボディソープ、綿棒、ブラシ、
ティッシュペーパー、ミネラルウォーター

《備え付け品》寝巻き（パジャマ・甚平）、バスタオル、フェイスタオル

新聞の朝刊をお届けします（以下より1紙）

・朝日新聞 ・日本経済新聞 ・読売新聞 ・日刊スポーツ

その他

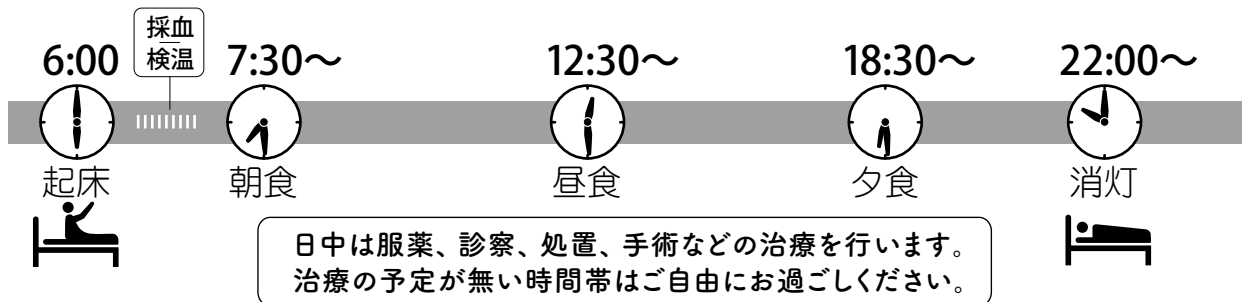
- テレビは、テレビカードなしでご覧になれます。
- お食事は、病状や患者さんのご希望により、管理栄養士が個別に調整させていただきます。

※特別個室から一般個室・準個室・一般病室へ移られる場合、その日から入院セット（パジャマ・タオル類）の料金が発生します。
また、紙オムツをご利用される場合は特別個室の方でも有料となります。

入院生活のご案内

病院での一日の流れ

お食事について



管理栄養士を中心とした多職種協働チームが「疾病治癒」に向けてサポートいたします。患者さんの栄養状態を把握した上で、食事の他に経腸栄養や静脈栄養を含めた栄養補給方法を提供します。治療上、栄養量や食事形態の調整を必要とされない患者さんには、朝食を和食（ご飯）と洋食（パン）からお選びいただけます。また、昼・夕食では、メインのお料理を4種類の中から選択できる「セレクト食（別途料金）」もご利用いただけます。

食物アレルギーや体調不良、宗教上の理由などで摂取できない食品がある場合は、事前にお知らせください。ただし、嗜好等による理由での食品除去につきましては、対応できない場合もございます。ご了承ください。また、当院でご出産をされる方には、産後にお祝い膳もご用意しております。

入浴・シャワー

主治医、または病棟看護師にご相談ください。ただし、病状等により許可できない場合もございます。

※ドライヤーの利用を希望される方は病棟スタッフへお声かけください。

洗濯（肌着・シャツ・パンツ・靴下等水洗い可能なもののみ）

- 病棟に洗濯機は、設置しておりません。
- 1ネット（55cm×46cm）につき、600円で受け付けております。
- 衣服には、必ず記名してください。
- 詳細は、病棟事務員までお問い合わせください。
- 病室・洗面所での洗濯はご遠慮ください。

※洗濯でお預かりする期間が、4～5日かかる場合がございます。
ご注意ください。

外出・外泊・その他

- 外出・外泊は原則できません。
- 主治医の許可が必要です。
- 外泊は、原則24時間以内です。
- 外出・外泊中に病院食以外をお召し上がりになる際は、主治医、または看護師にご相談ください。
- 病状により、病室や病棟の移動があります。

テレビ・冷蔵庫

- テレビ・冷蔵庫は各床頭台にあります（5階西病棟を除く）。
- 4人部屋の方は、イヤホンをご使用ください。
- 料金はテレビが750分1,000円、冷蔵庫は1日100円ご利用いただけます。
- 料金は、テレビカードでお支払いください。

テレビカード

テレビ・冷蔵庫の利用料のお支払い以外に、病棟内に設置された飲料等の自動販売機でもご利用いただけます。また、テレビカードの未使用分は、精算が可能です。

テレビカード販売機設置場所

- ・各病棟デイルーム、1階12番受付横
- ・3階ラウンジ
- ・1階救命救急センター（10番受付）向かい

テレビカード精算機設置場所

- ・1階12番受付横
- ・1階救命救急センター（10番受付）向かい

貴重品の管理

入院中は、金銭（現金・カード・見舞金等）や、入れ歯・眼鏡・補聴器・時計などの貴重品は、患者さんおよびご家族の方が自己責任のもと管理してください。また、紛失や盗難防止のため、多額の現金や貴重品はお持ちにならないよう、お願いいたします（紛失や盗難が発生しても当院では責任を負いかねます）。

盗難防止について

病室のセキュリティボックスをご利用ください。セキュリティボックスの鍵は、必ずご自身で管理をお願いします。持ち物には、記名して、患者さんご自身での管理をお願いします。

入れ歯や補聴器をご使用の方へ

- 使用されている方は、必ず当院スタッフへお申し出ください。
- 検査や手術の時に、入れ歯や補聴器を外すこ

とがあります。

- 保管には、常時ご使用されている保管ケースに記名して管理をお願いします。
- 保管は患者さんご自身やご家族でお願いします。その際、ティッシュペーパーなどに包んでの保管はおやめください。衛生上好ましくなく、ゴミと間違えて処分してしまう恐れがあります。
- 「入れ歯保管ケース」や「入れ歯洗浄剤」をお持ちでない場合は、当院3階「なでしこショップ」（平日：日中のみ）、コンビニエンスストア（休日・夜間のみ）でご購入いただけます。

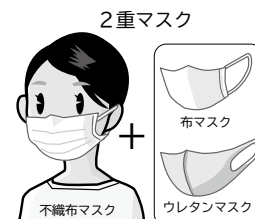
面会について

条件

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の入院患者さんへの感染拡大を防止する観点から、以下の条件に合致した面会者のみ、面会を可能といたします。

- 1 体調不良や発熱、風邪症状がない
- 2 1週間以内にCOVID-19陽性者との接触がない
- 3 面会時は2重マスク※または不織布マスクの着用
- 4 面会者の人数は、1回につき上限3名まで

※2重マスクとは、不織布マスクの上に布マスクまたはウレタンマスクを着用することで、感染予防が強化されると言われています。



注意

病室の換気は万全ではありません。ご自身が感染するリスク、また感染させるリスクがあることを十分にご理解ください。

- ・面会前に1階インフォメーションカウンターで入館手続きが必要となります。手続きをされていない場合は、病棟内に入れません。
- ・患者さんが不在中の大部屋病室での待機はご遠慮ください。
- ・病室内での食事、マスクを外しての会話は固く禁止いたします。守られない場合は面会を中止する場合があります。
- ・面会可能な時間は原則13時～20時です。1回の面会時間は30分以内でお願いいたします。

6階東西は別途面会の条件が異なります。ご了承ください。

面会后、面会者がCOVID-19陽性となった場合

面会日から1週間以内に面会者がCOVID-19陽性となった場合、速やかに病院へご連絡ください。院内での感染拡大防止のため、必ずご連絡ください。

連絡先
045-576-3000（代表）
※9:00～16:30

入院中の感染予防対策について

病院には、高齢者や乳幼児など免疫力が低下した方や、感染症治療のために入院されている方がいらっしゃいます。感染予防対策に対して、ご理解・ご協力いただきますよう、お願いいたします。

- 身近（家庭・学校・職場等）に感染性胃腸炎・インフルエンザ・風疹（三日はしか）・麻疹（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・水痘（みずぼうそう）などに感染している方がいる、または3日以内に発熱・下痢・嘔気・嘔吐があった方がいた場合は、必ず入院前にご連絡ください。
- 感染予防には、手洗い・アルコールでの手指消毒が必要です。食事前・トイレ後には手洗いをしてください。また、病室に入室される際などにも手洗いや手指消毒を行ってください。
- 咳や、くしゃみ等の症状がある場合は、マスクを着用してください。
- 感染防止・安全のため、荷物は直接床に置かないよう、お願いします。
- 検査など移動時には、マスクを着用していただきます。

せん妄予防と対策について

せん妄とは、病気・手術・治療による影響や入院による環境変化のストレスにより引き起こされる意識障害の1つで、精神状態や行動に変化を起こします。認知症とは異なります。せん妄は、病気の回復を遅らせるため予防が大切です。

せん妄を起こしやすい方

- 高齢の方
- せん妄になったことがある方
- 睡眠薬や抗不安薬などを飲んでいる方
- 認知症あるいは物忘れのある方
- 脳血管疾患にかかったことがある方
- お酒の量が多い方

せん妄の症状

※症状は一時的で、改善されていきます

- 日付、時間、自分がいる場所などがわかりにくくなる。
- つじつまの合わない会話、何度も同じことを聞く。
- 夜間の不眠、昼夜逆転になる。昼間よく寝ている。
- 誰もいないのに「人が見える」と言ったり、空中をつかむ動作をしたりする。
- 落ち着きがない、点滴やチューブを知らずに抜いてしまう。 等

入院前から行う予防

- ・規則正しい生活を送りましょう。
- ・お酒は控えましょう。（アルコール離脱症状やせん妄を起こす可能性があります。）
- ・禁煙しましょう。（1日でも早く禁煙することが大切です。）
- ・気分転換をしながらゆったりとした気持ちで過ごしましょう。
- ・睡眠薬や抗不安薬は、種類によりせん妄を起こす可能性があります。医師や薬剤師に相談しましょう。

患者さんの安全を守るためのお願い

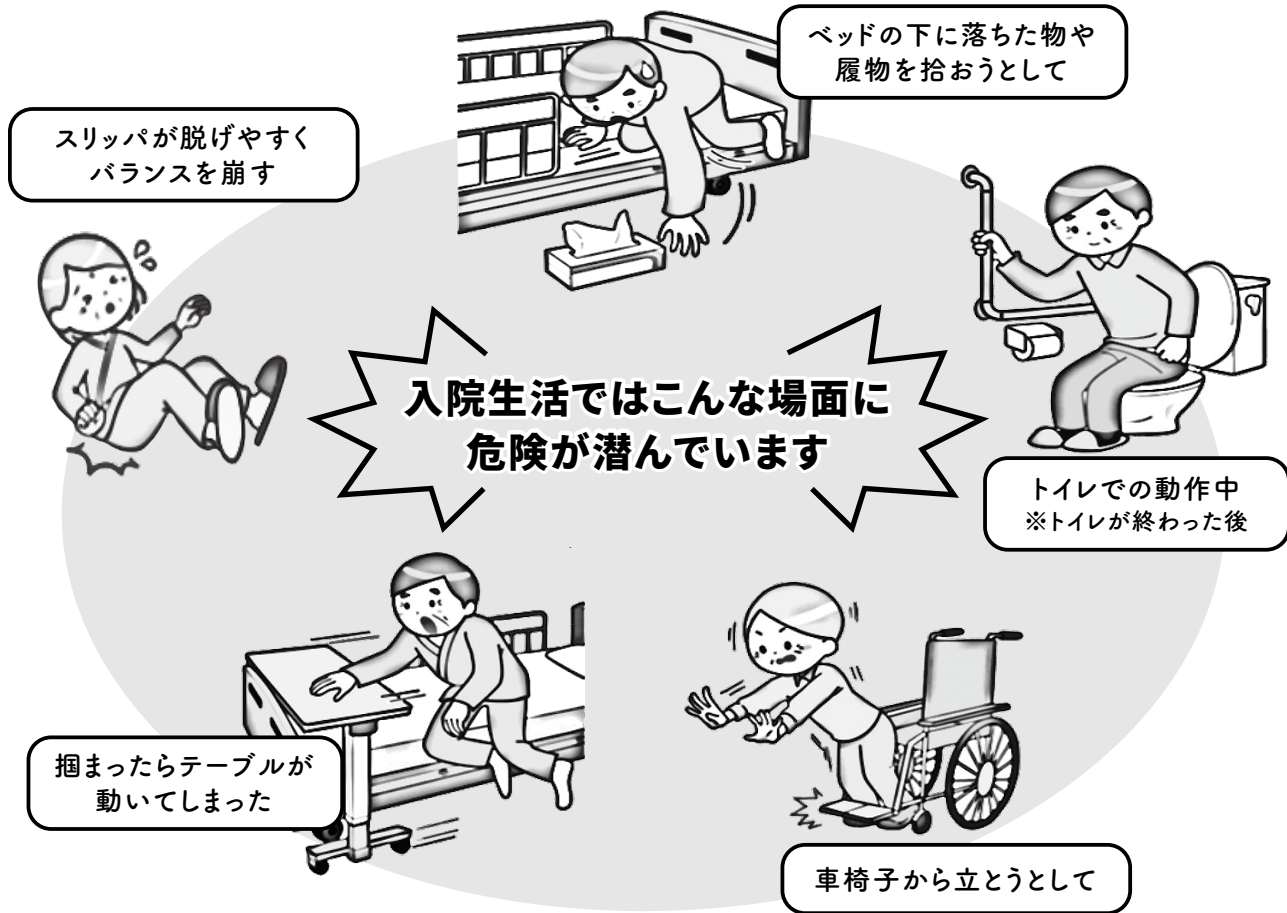
リストバンドの装着

入院中は、患者さんがご本人であることを確認するために、バーコード付きのリストバンドを常時装着していただきます。リストバンドには、患者さんの氏名・生年月日がプリントされています。内容に誤りがないか装着時に、ご確認をお願いします。また、緩んだり、外れた時は看護師にお申し出ください。

転倒や転落の防止

入院生活をする病院は、住み慣れたご自宅とは生活環境が大きく異なります。また、病気や怪我による体力・運動機能の低下が加わることで、思いがけない転倒やベッドからの転落事故が起こることが少なくありません。当院では、患者さんに安全な入院生活を送っていただくために、生活環境を整備しながら、転倒や転落の予防に努めております。患者さんや、ご家族の皆様におかれましても、下記について、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

- ①履物は滑りにくい、かかとを覆う履き慣れた靴をご用意ください。かかとを踏んで歩かないでください。
- ②スリッパやサンダルの使用は禁止としています。
- ③ふらついたり、歩くのに自信が無いときは、看護師をお呼びください。
- ④お休みの際はベッド柵をご利用ください。



患者さん間違いの防止

患者さん間違いを防ぐために、様々な場面（点滴や輸血・手術・検査・書類のお渡しなど）でその都度、お名前や生年月日をお聞きます。ご理解・ご協力ください。

無料Wi-Fi 接続サービスのご案内



院内で無料Wi-Fiサービスをご利用いただけます。

利用可能エリア:全館

接続方法
詳細な手順は、掲示板又はホームページでご確認ください

接続方法
①右記の二次元バーコードを読み取ります。
②SSID「tobu-freewifi」をタップします。
③「利用規約」に同意の上、「接続」をタップします。
※パスワードは「saiseikaitobu」です。
※接続設定は、利用者ご自身で行ってください。



利用時のマナーについて

- ・接続機器の操作音や音量については、周囲に十分な配慮をお願いします。
- ・音声を聞く場合は、イヤホン・ヘッドホンを使用してください。

その他のご案内

非常口、避難経路の確認

入院されましたら各病棟にある掲示図でご確認ください。非常時は、慌てず病院職員の指示・誘導に従い、速やかに行動してください。また、火災・地震等が発生した場合には、エレベーターでの避難は危険ですので、ご使用をお控えください。

病棟退出

病棟入口の自動扉が施錠されている時間帯に退出を希望される方は、病棟職員までお声かけください。症状等によっては、許可できない場合もございます。ご了承ください。

携帯電話・スマートフォンの利用について

携帯電話・スマートフォンはマナーモードに設定し、決められた場所（電話ボックス等）以外での通話は固くお断りいたします。携帯電話・スマートフォンを除く電子機器（パソコン等）のお持ち込みは、原則としてご遠慮いただいております。使用を希望される場合は、病棟へお申し出ください。ただし、病状等により、ご使用いただけない場合もございます。ご了承ください。

右記の通話可能なエリア以外は
メール・ウェブ等の利用のみ可能です。

皆様からのご意見について

当院へのご意見・ご感想がございましたら、「患者さんからのご意見用紙」をご記入の上、「皆様からのご意見回収箱」へご投函ください。頂いたご意見は、週に1度回収した後、月毎に集計を行い、病院運営の改善に活用しております。また、集計結果につきまして、匿名のデータの形で院内（正面玄関・ファミリールーム・病棟デイルーム）に掲示させていただいております。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

謝礼のお断り

職員に対する謝礼は、固く辞退いたします。

	通話可能 ○ マスク着用のままお話し下さい ○ 入院患者さんは22時まで通話可能	電源OFF 使用禁止エリア
10F	・電話BOX・個室	—
9F	・電話BOX・個室	・SCU（西病棟内）
8F	・電話BOX・個室	・HCU（西病棟内）
7F	・電話BOX・個室	—
6F	・電話BOX・個室	・NICU（東病棟内） ・GCU（東病棟内）
5F	・こころのケア外来 電話BOX ・5階西病棟の個室と電話BOX ・サルビアエレベーター付近・家族室内	—
4F	・電話BOX（TOPS入口）	・手術室 ・救命救急病棟 ・集中治療室
3F	・階段踊り場	—
2F	・階段踊り場	—
1F	・風除室（正面玄関、救急外来） ・救急外来電話BOX・階段踊り場	—

迷惑行為により診療をお断りすることがあります

患者さん、職員の安全を守り、診療を円滑に行うために、病院内において下記の迷惑行為を禁止致します。迷惑行為があった場合、診療を含む病院としての対応および病院内への立ち入りをお断りすることがあります。また、必要に応じて警察への通報や顧問弁護士による対応をさせていただきます。

- 1. 暴言、暴力及び威圧的、脅迫的な言動・行為
 - 2. 嫌悪の念を抱かせる言動及び行為
 - 3. 飲酒、喫煙
 - 4. 危険物、酒類の持ち込み
 - 5. 病院建物、備品及び物品の破損
 - 6. 政治活動、宗教の勧誘、物品やサービスを宣伝・販売すること
- 7. 無許可の撮影・録音・録画
 - 8. 職員の指示・病院のルールに従わない行為
 - 9. 過剰な要求・不当な要求
 - 10. 診療への非協力的行為
 - 11. 当院の業務の遂行に支障を生じさせる行為
 - 12. 故意の診療費不払い
 - 13. 社会通念上において不適切と判断される行為

4 入院費のお支払い

診察券を受け取り、診療費等をお支払いいただいた後に退院となります。
お支払いは1階自動精算機または、1階「総合受付【会計窓口】」にてお願いいたします。

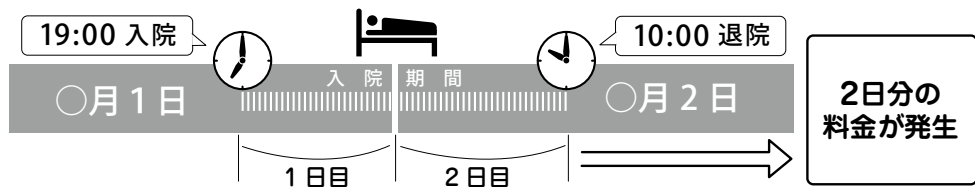
休日（土曜・日曜・祝日）に退院される方

1階「救命救急センター（10番受付）」向かいの自動精算機にてご精算をお願いします。ただし、請求額が確定していない場合は、退院当日にご精算いただけません。病棟事務員より、お支払いについてご案内いたします。

入院に係る費用について

入院時の室料の計算について

健康保険法では、1日を「午前0時から午後12時まで」と規定しています。そのため、入院料や個室・準個室料金はホテル等の宿泊料が宿泊数で計算されるのとは異なり、入院日数で計算されます。例えば1泊2日の入院であれば、2日分の料金が発生いたします。



健康保険証と医療受給者証について

健康保険証と医療受給者証は、入院時に必ずお持ちいただき病棟事務員に提示してください。また、入院中に健康保険証や医療受給者証に変更が生じた場合は、必ず病棟事務員にお申し出ください。

限度額適用認定証について

健康保険組合が発行する限度額適用認定証をお持ちいただくか、当院がオンライン上にて患者さんの限度額適用区分を確認することに同意いただくと、窓口で支払う医療費の負担が少なくなります。詳しくは下記をご覧ください。

健康保険が使えない各種費用の例

- 入院中のお食事に関する費用
- 診断書等書類の料金
- 個室・準個室料金
- 日常生活上必要なサービスの費用
 - ◎ 厚生ショップ利用料金（松葉杖、歯ブラシ、紙おむつ、T字帯等）
 - ◎ レンタル料金 ◎ クリーニング料金 ◎ テレビ料金 他
- 正常な分娩にかかる費用
- けんか・泥酔等、患者さんの落ち度による病気・けがの検査・治療にかかる費用
- 仕事上の病気・怪我の検査・治療にかかる費用
 - ⇒労災が優先となります。病棟事務員にお申し出ください。
- 加害者のいる事故による病気・怪我の検査・治療にかかる費用（交通事故等）
 - ⇒健康保険も使えますが、手続きが必要です。病棟事務員にお申し出ください。

入院保証金について

当院では、入院保証金は頂いておりません。

健康保険が使えない費用

検査・治療に直接関わらない費用は、健康保険が使えません。また、病気・けがの原因によっては、健康保険が使えない場合がございます。詳しくは、病棟事務員までお問い合わせください。

各種カードによるお支払いについて

診療費のお支払いに、**クレジットカード**および**デビットカード**がご利用いただけます。

※「厚生ショップ」でのお支払いに、クレジットカードおよびデビットカードはご利用いただけません。



診断書・証明書等の発行（受付 平日9:00～16:00）

診断書、証明書等が必要な場合は1階「総合受付【文書窓口】」にてお申し込みください。退院日の記入が必要な書類については、退院後にお持ちください。書類完成後に病院からご連絡いたします。書類作成には2～3週間のお時間を頂戴しております。

※ 主な書類の発行料金

書 類	金 額（税込）
生命・簡易保険等の入院証明書（診断書） ※院内書式含む	7,700円
院内書式の診断書	2,750円
出生証明書	2,750円
その他の文書	550～22,000円

限度額適用認定証

限度額適用認定証をお持ちください

※マイナンバーカードを健康保険証として利用している方を除く

限度額適用認定証とは、医療機関や薬局で請求された医療費が、暦月（月の初めから終わりまで）で**一定額を超えた場合、その超えた金額を患者さんに代わって、加入する健康保険組合が支払うことを約束した証明書**です。入院期間中にお持ちいただくことで、患者さんが支払う医療費が少なくなります。一般的に申請した月からの適用となり、ご入院月に申請がないと制度をご利用になれない場合がございますのでご注意ください。**申請方法等の詳細は現在ご加入されている健康保険組合等にお尋ねください。この制度が利用できるかどうかの判断は各国民健康保険、協会けんぽ、健康保険組合が行いますので、各窓口でご相談ください。**

申請窓口

国民健康保険にご加入の方 ⇒ 保険証発行の市区町村窓口

協会けんぽにご加入の方 ⇒ 全国健康保険協会・都道府県支部

社会保険にご加入の方 ⇒ 勤務先又は協会の各都道府県支部

オンライン限度額確認

オンライン限度額確認とは、当院にて患者さんの限度額情報の確認を行うシステムです。確認を行うことに同意いただいた場合は、保険者へ申請し、限度額適用認定証の発行を行わなくとも、限度額を超える医療費を窓口で支払う必要がなくなります。ご入院前、またはご入院期間中に、オンライン限度額確認を行うことに関する同意の可否を確認させていただきます。また、オンライン限度額確認のシステムを導入していない他医療機関では、限度額適用認定証原本の取得が必要となりますため、予めご承知おきください。

定期請求支払いについて

月をまたいで入院される患者さんには、毎月1回、月末までの請求額を計算し、翌月11日頃に病棟にて診療料金請求書をお渡しいたします。お支払いは「病棟スタッフステーション」で診察券を受け取り、1階「自動精算機」または、1階「総合受付【会計窓口】」にて期日までに必ずお支払い願います。

入院費用の概算について

退院日より前に概算金額を知りたい方は、上記時間内に各病棟事務員までお問い合わせください。請求金額についてご不明な点があった際も、病棟事務員までお問い合わせください。

レンタル品の請求について（受付 平日 9:00～16:00）

ご入院中に使用したレンタル品の請求書は後日、ご自宅へ送付されますので、期日までにお支払いください。

5 患者相談窓口のご案内

安心して診療を受けていただくために、相談窓口を設置しております。必要に応じて院内のスタッフや地域の関係機関と連携を取りながら、問題解決のお手伝いをいたします。お困りごとやご心配なこと、お気づきのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

- 医療費など経済的な心配がある
- 身体障害者手帳や介護保険などの公的サービスについて知りたい
- 転院先の病院について知りたい
- 退院後の生活に不安がある
- 訪問看護を利用したい
- がんについて知りたい
- 医療安全について知りたい
- 無料低額診療事業について相談したい
- 医療通訳について相談したい
- かかりつけ医を探してほしい
- 当院で受けている診療についての意見がある
- 治療と仕事の両立に不安がある
- 脳卒中に関する相談・就労支援など
- その他



【利用方法】

窓口へ直接お越しいただくか、事前にお電話にてご連絡ください。または病棟や外来の医師・看護師にお尋ねいただいても結構です。お待たせしないためにも、なるべく事前にご連絡ください。

場所：1階患者相談窓口(5番窓口) (正面玄関入って左)

電話：045-576-3000 (代)内線2102

時間：平日 8:30～17:00

※窓口開設時間外は、救命救急センター受付までお申し出ください。担当者よりご連絡をさせていただきます。

さわやか相談窓口

さわやか相談窓口は、鶴見区医師会が運営する在宅医療や介護の相談窓口です。

日時 毎週水曜日 12:00～15:00

相談例

- 介護保険の申請をしたほうが良いかわからない
- 在宅サービスについて教えて欲しい
- 在宅で介護できるか不安である
- 近所に往診してくれる医師がいるか知りたい
- 専門病院や専門の診療所があるのか知りたい

長期療養者就職支援相談窓口

ハローワーク港北の就職支援ナビゲーターが来院し、がん・脳卒中・肝疾患・糖尿病・難病など。長期療養が必要となる方の専門相談窓口(無料)です。

日時 毎月 第4火曜日 13:00～16:00

※1人50分間/予約制(電話または患者相談窓口受付にて予約)

相談例

- 治療をしながら仕事が続けられるかわからない
- 病気になったことを職場になんて伝えようかと悩んでいる
- 治療でどのくらい仕事を休めるのかわからない

※専門的サポートができますので、出張相談もお気軽にご利用ください。

6 理念・基本方針・患者さんの権利と責務などについて

病院理念

安心して受けられる医療
患者さんに優しい医療
常に一歩先の医療
地域社会に貢献する医療

2017年3月30日 制定

基本方針

1. 医療の質の向上 …… より質の高い医療、特に安全な医療
2. 患者さんにご家族の満足度の向上 …… 患者さんに信頼される医療
3. 患者さんが参加する医療の展開 …… 患者さんの権利の尊重
4. 高度な急性期医療及び専門医療の提供・先進的な医療、福祉と連携した総合的な医療
5. 地域から選ばれる病院作り …… 地域住民、地域医療機関とのパートナーシップの構築
6. 働く職員のための病院作り …… 人材の育成、より健全な労働環境の整備
7. 安定した経営の確保 …… 病院として責任ある経営

2019年6月24日 改訂

患者さんの権利と責務

私たちは、患者さんと信頼関係で結ばれた医療を行うことをめざしています。そこで、ここに「患者さんの権利と責務」について明記し、その実現に向けて、みなさまと共に進んでいきたいと思っています。

医療を受ける権利

宗教・国籍・性別・年齢・病気の性質・社会的地位などに関わらず、どなたでも平等に安全で良質な医療を受けることができます。ただし、病院の機能・専門性などのため、十分な責任が持てないような状況が生じることが予想される場合には、ご相談の上、適切に対応いたします。

知る権利

患者さんは、病名・病状・治療内容およびその危険性・回復の可能性・検査内容およびその危険性・薬の効能および副作用などに関して十分な説明を受けることができ、診療情報の開示を求める権利があります。研究の途上にある治療をお勧めする場合には、治療の内容や従来の治療方法との違いなどについて、前もって十分な説明をいたします。また医療従事者の研究および教育の目的を含んだ医療行為がなされる時は、事前に説明をいたします。また、医療に要する費用およびその明細について、説明を受けることができます。

自己決定の権利

患者さんは、十分な説明と助言・協力を得た上で自分の意思により、検査・治療・その他の医療行為について同意・選択・拒否・撤回することができます。また、他の医師の意見(セカンドオピニオン)を求める権利があります。

プライバシーが保護される権利

患者さんには、医療上の個人情報や直接医療に関与する医療従事者以外の人に開示されない権利があります。

知らせる責務

治療について適切な判断を行っていくために、患者さん自身の健康に関する情報を医療従事者に伝える必要があります。

状況確認の責務

納得して医療を受けるため、医療従事者の説明や指示を理解しようと努め、分からない事があれば質問をしてください。

診療協力の責務

検査や治療について納得し合意した方針には、意欲を持って取り組む必要があります。また、すべての患者さんが適切な医療を受けられるようにするために、他の患者さんの診療や病院職員による医療提供に支障を与えないよう、病院の規則や指示を守る必要があります。また、当院での急性期治療が終了し、さらなる治療を必要とする場合には、医師の指示により病態に合致した連携病院に転院する必要があります。

医療費支払の責務

受けた医療等に関する医療費は、速やかにお支払いください。

2023年8月14日 改訂

済生会横浜市東部病院におけるこどもの権利

私たちは、医療を提供するにあたり、こどもたちも大切なチームの一員として迎え入れたいと考えています。

あんしんしてすごせるようにするよ。（適切な医療を受ける権利）

●もっともよいと考えられる医療を安心できる環境で受けることができます。

●思いやりをもった看護や支援を受けることができます。

●病院でも遊んだり、勉強することができます。

みんなでいっしょになおしていこう。（医療に参加する権利）

●病院で経験することや、病気を治す方法についてできるかぎり分かる方法で教えてもらうことができます。そのときに自分がどう思ったか、どう感じたかを伝えることができます。

●わからないことや心配なことは、誰かに話したり、聞くことができ、少しでも安心できるようにお手伝いをしてもらうことができます。

たいせつにしたいことはまもられるよ。（人権の尊重と個人情報保護される権利）

●こどもたちも個人情報やプライバシーを大切に守ってもらうことができます。

●こどもたちも1人の人間として価値観、信仰など大切にしたいことを守ってもらいながら治療を受けることができます。

2019年7月22日 改訂

セカンドオピニオンについて

セカンドオピニオンのご案内

『セカンドオピニオン』とは

- 現在かかっている医師（担当医）の診断や治療方針について、他の医師から客観的な意見を聞き、情報を集めることで、自身の病気や現在受けている治療についての理解を深め、納得して診療を受けることを目的としています。
- 患者さんからお話や主治医の先生からいただく資料の範囲内で当院の医師が意見を提供しますので、新たな治療や検査は行いません。
- 現在受診中の主治医が作成した診療情報提供書、検査データ、レントゲンフィルム等の資料を必ずご持参ください。

当院でセカンドオピニオンをご希望の方へ

ご相談の対象となる方

- 主治医の了承を得た患者さん本人
 - 主治医及び患者さんの了承を得た患者さんのご家族
- ※本人以外の方（配偶者・親子・兄弟姉妹に限る）のみの相談は、患者同意書が必要です。
- ※未成年の場合、患者さん本人のみでの相談はお受けできません。成年に達した患者さんの親兄姉よりお申し込みください。

ご相談の対象とならない場合

- 当院での治療・入院目的
 - セカンドオピニオンの予約がない方
 - 現在受診中の医療機関からの診療情報等、主治医の了承を確認できる文書の提供がない場合
 - 現在受診中の医療機関や主治医に関する苦情
 - がん等の悪性疾患の患者さんで現在受診中の医療機関から告知を受けていない場合
 - 本人確認書類（健康保険証等）をお持ちでない方。
 - 患者本人以外の方は患者同意書をご持参いただけない場合
 - 医療事故に関する訴訟の相談
 - 診療費に関する相談
 - 死亡した患者さんを対象とする場合
 - 相談内容が当院セカンドオピニオン外来の専門外である場合
- ※診療科や疾患によっては、お受けできない場合がございます。予めご了承ください。

相談費用

- 相談基本料（30分以内） 11,000円（消費税込）
 - 相談基本料（1時間以内） 22,000円（消費税込）
 - 画像診断医による画像診断料 5,500円（消費税込）
 - 病理診断医による病理診断料 4,950円（消費税込）
- ※相談時間は最長1時間いずれかの費用となります。
- ※専門医による診断が必要な場合、別途費用を追加いたします。
- ※セカンドオピニオンは自由診療のため、健康保険証は使用できません。

お申し込みの流れ

- 診療科、相談内容等によってはお受けすることができない場合がございます。事前のご連絡をお願いいたします。
- 『セカンド・オピニオン申込書』を以下のいずれかの方法でご提出いただき、申込手続きを開始します。
提出方法 :E-mail (ijishitsu@toibu.saiseikai.or.jp)
Fax(045-576-3544)/直接ご持参いただく
- 患者さん・医師のスケジュール調整の上、日程を決定します。日程が決まりましたら、担当者よりご連絡いたします。（※日程決定までお時間を頂戴します。あらかじめ余裕を持ってお申し込みいただきますようお願いいたします。）
- 日程決定の連絡後、セカンドオピニオン実施前日までに紹介状を①来院にてご持参 ②レターパック/簡易書留で郵送いずれかにてご提出ください。（月曜日実施の場合、金曜日必着）

お申し込み・問い合わせ先

〒230-0012 横浜市鶴見区下末吉3-6-1
済生会横浜市東部病院 外来支援室 宛
＜TEL：045-576-3000 FAX：045-576-3544＞
申込受付は月～金（平日）の9時から17時

他施設でセカンドオピニオンをご希望の方へ

セカンドオピニオンとは

ご自分の病気や現在受けている治療についての理解を深め、納得して診療を受けられることを目的とし他施設の医師の客観的な意見を聞き情報を集めることです。なお、その事で患者さんが不利益を被ることはありません。

当院入院中・外来通院中の方で、他施設の医師の意見を求めたい方
セカンドオピニオンをご希望されることを、主治医までお伝えください。診療情報提供書を作成し、画像や検査データのコピーを用意いたします。なお、診療情報提供書の作成には料金がかかります。

プライバシーポリシー

個人情報保護基本方針

当院は、当院が保有する、患者さんや利用者の方の個人情報について、個人情報の保護に関する法令、及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、その他の規範を遵守し、個人情報保護基本方針を定め、これを実行し維持することに努めます。

1.個人情報の取得について

個人情報は、適法かつ公正な手段によって、診療・看護及び医療にかかわる範囲で取得いたします。

2.個人情報の利用について

個人情報は、診療・看護及び医療にかかわる利用目的の範囲で、業務の権限を与えられた職員のみが必要な限りにおいて利用いたします。利用目的は公表又は通知し、その他の目的に個人情報を利用する場合は、利用目的を予めお知らせし、ご了解を得た上で利用いたします。

3.個人情報の提供について

提供の範囲は原則として、個人情報を第三者 ※1に開示、提供及び預託をすることはありません。ただし、診療、医療費請求、行政機関等からの要請、医学研究等公共的要請により個人情報を第三者に提供する時は、法令上必要な措置を講じます。

4.個人情報の適正管理について

個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、紛失、破棄、改ざん、及び漏えい等を防止いたします。院内規程を定め職員、その他関係者はこれを遵守し、個人情報の適正な管理に努めます。

5.個人情報の開示・訂正等について

患者さんご自身が、個人情報の開示を求められた場合は「診療情報の提供等に関する取扱い規程」に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正等を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

6.問い合わせ窓口について

お問い合わせ窓口は、1階 患者相談窓口でお受けいたします。本方針を職員、その他関係者に周知徹底し、実行してまいります。

※1：第三者とは患者さんご本人及び病院以外をいい、本来の目的に該当しない、または患者さん本人によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体または個人をいう。

2018年9月10日 改訂

個人情報の取扱について

当院は、個人情報の保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、患者さんや利用者の方の個人情報については以下の目的で利用させていただきますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

医療の提供に必要な個人情報の利用範囲と情報の共有

- 診断・治療に必要な個人情報について、院内で利用いたします。
- 治療を行なう上で、他の病院、診療所、福祉施設、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との円滑な連携のため情報を提供いたします。
- 連携医療機関のうち、同一事業者の施設である、済生会神奈川県病院、済生会東神奈川リハビリテーション病院との患者情報の共有をいたします。
- 他の医療機関等からの照会への回答のため情報を提供いたします。
- 治療のため外部の医師に情報提供し意見を求めることがあります。
- 医療の提供に際して、家族等へ病状の説明を行なうことがあります。
- 検体検査業務の一部委託やその他の業務委託に伴う、業務に必要な範囲で情報を提供いたします。

医療保険事務に関する利用の範囲

- 医療保険事務に関して必要な個人情報について、院内で利用いたします。
- 審査支払機関への診療報酬の提出に関する情報の提供をいたします。
- 審査支払機関または保険者からの照会があった場合、情報を提供いたします。
- 医療保険事務の一部委託に伴う委託先へ情報を提供いたします。

管理運営業務における利用の範囲

- 入退院等の病棟管理のため情報を利用いたします。
- 病院の経営・運営管理、サービスの維持・改善のための基礎資料として利用することがあります。
- 医療の質の向上、安全確保、医療事故あるいは未然防止の検討、報告に際して利用することがあります。

- 当院は臨床研修指定病院、看護師実習施設等の指定を受けているため、研修医、看護学生等、医療実習への協力のために情報を利用いたします。
- 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届け出に利用することがあります。
- 病院の管理運営上、外部監査機関へ情報を提供する場合があります。

症例研究、学会・研究会での利用の範囲

- 医師・看護師及びその他の職員が勉強会、症例検討会、剖検・臨床病理検討会などで教育を目的として利用することがあります。
- 外部の学会、研究会、学会誌等で個人を特定できる情報を匿名化したうえで利用することがあります。事例の内容から匿名化が困難な場合は、その利用については原則として患者さん本人の同意を得ます。
- 臨床研究・治験・市販後臨床試験等において関係する法令、指針等に従い利用することがあります。

がん対策の対応での利用の範囲

- 当院は地域がん診療連携拠点病院の指定を受けておりますことから、国等への報告や研究に関して院内がん登録の情報を提供いたします。

【利用目的の例外 法令等に基づく場合等】

- 上記の利用目的に関わらず、法令に基づく場合、及び生命、身体、財産保護、公衆衛生の向上、児童の健全育成、行政等の公共団体からの協力依頼の場合には例外として、本人の同意を得ることなく利用することがあります。

上記の利用目的について、特段の意思表示がない場合は、同意が得られたものとして取り扱うことといたします。また、同意しがたいものがある場合には、担当窓口（1階 患者相談窓口）まで申し出させていただきますようお願いいたします。

2016年9月10日 改訂

当院に対するご理解・ご協力のお願い

医師、医療従事者の過重労働の軽減に関するお願い

医療従事者、とりわけ医師の過重労働が社会問題となり、厚生労働省から労働環境の改善が求められています。これまで医師の診療業務は、生命を預かっているという職業倫理から、可能な限り昼夜を問わず対応してまいりました。一方、病院で働く医師も労働者であり、その健康保持は当院の理念でもある「安心して受けられる医療」を提供するために、なくてはならないものです。そのため、病院全体として医療従事者、特に医師の業務負担の軽減について、これまで以上の対策を行いたいと考えております。

患者さんやご家族の皆様におかれましては、このような事情にご理解を賜り、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

病状の説明や手術・検査等の説明を、原則勤務時間内に終了できるようにご協力をお願いします。（平日 9:00～17:00）

慢性的な超過勤務解消のため、診療に関する説明やご相談はなるべく勤務時間内に終了できるよう、日程調整にご協力ください。ただし、緊急に病状や治療等の説明が必要な場合は、この限りではありません。

土日・祝日・平日の夜間は、当直医および診療科のオンコール当番医師が、主治医に代わって対応する場合がございます。

当院では、患者さんの診療を、主治医とその主治医が所属する診療科の医師がチームを組んで実施しています。土日・祝日と平日の夜間の診療については、当直や診療科オンコール当番の医師が対応させていただく場合がございます。こうした場面でも、必要に応じて主治医と連絡を取りながら適切に診療を行いますので、ご安心ください。

診療にあたり、ご理解・ご協力いただきたいこと

相対的無輸血

医療行為の実施にあたりインフォームド・コンセントに努めております。その中で、宗教的な理由等から輸血を拒否される患者さんがいらっしゃいます。私たちは、無輸血または必要最小限の輸血で診療を行っておりますが、手術をはじめとする診療中に「生命の危機」が生じ、医師の倫理に基づき輸血をせざるを得ないと判断した場合においては、宗教的な理由等から輸血を拒否される患者さんに対しても輸血を実施する立場を取っています。

臓器提供に関して

2010年7月17日より改正臓器移植法が施行され、患者さんの意思が不明でもご家族の承諾があれば脳死下臓器提供ができるようになりました。当院では、臓器提供に関しては希望される、希望されない、というどちらのお気持ちも尊重し、関係法規やガイドラインに基づき適切に対応します。なお、ご質問のある方は、病院職員までお尋ねください。

医師等から症状や治療等の説明を受けるとき

医師等から説明を受ける場合は、できる限り患者さんおひとりではなく、ご家族の方と一緒に聞きましょう。医師等の説明で不明なこと、納得できないことがあるときには、ご遠慮なくお尋ねください。

診断、治療の経過中に行われる説明には、できる限り文書を提示いたします。何度でも読みいただき内容のご理解に努めていただくとともに、専門的すぎて理解できない、もっと確認したい点がある等、ご質問がございましたら遠慮せず病院職員にお尋ねください。

情報の提供について

普段から服用されているお薬や、食品・薬等のアレルギーがあれば、医療スタッフにお伝えください。

その他、治療に関して

治療中のお薬や病気ごとの注意点については、独断で変更・中止等の判断をせず、必ず医師、または看護師にご確認ください。患者さんの強い希望であっても、医学的に認められないこと、または倫理・法律に反することはいたしません。

7 フロアマップ（1～3階）

